

吊起の見直しについて

「吊起」(起立困難な牛馬を治療のため獣医師が起立補助用具を用いて起立させることをいう。)と併せて適用できる種別を明確にするため、「第 7 手術料」に、手術に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合には吊起を併せて適用できることを規定する。また、この規定を踏まえ、第 7 手術料の各種別の備考等において吊起に係る規定及び全過程を含む旨の規定を削除する。